

ご指摘	回 答
1.日本溶接協会の定款・業務範囲について - 日本溶接協会が溶接以外の業務を行うことは、同協会の定款上の目的及び業務範囲を超えているのではないか。 - また、同協会が溶接以外の保安検査の方法に係る評価を行うことは適切なのか。	- 日本溶接協会の定款第3条において「溶接・接合を適用した構造物の品質性能の高度化を図り、もって我が国産業の健全な発展に寄与すること」が同協会の目的の一つとされており、<u>定款第4条（12）においては、「目的を達成するために必要な事業」を行うことが同協会の事業の一つである旨が定められている。</u> - 日本溶接協会では、<u>これまでも定款に基づき、</u> ✓「<u>圧力設備の供用適性評価方法（WES2820:2015）</u>」の策定 ✓非破壊試験に関する諸規格等について関連学協会との連携、海外調査及びISO規格等の調査・検討、非破壊検査事業者を認定する業務 ✓原子力構造機器の経年化とその関連技術および信頼性評価と確率論的破壊力学の適用法に関する調査研究 などの幅広い業務を行ってきたものと承知している。 - 民間規格等の評価に必要な専門知識の確保については、 ✓保安検査の方法に関する技術的知見を有する有識者等から構成される「<u>設備技術規格評価委員会</u>」 ✓それら有識者等に消費者問題・法律・ジャーナリズム等の専門家を加えた「<u>プロセス評価委員会</u>」 を民間規格評価機関に設置することとしている。 - これら<u>評価委員会に参画する有識者等の能力・経歴を踏まえれば、民間規格評価機関として民間規格策定団体が策定した民間規格を評価するために必要な専門知識は十分に確保される</u>と考えている。
2.設備技術規格評価委員会の構成等について - 設備技術規格評価委員会の委員予定者には偏りがあるのではないか。 - 設備技術規格評価委員会の委員がプロセス評価委員会を兼務しており、その数はプロセス評価委員会の過半数以上を占めている。プロセス評価委員会のチェックプロセスが働かないのではないか。 - 設備技術規格評価委員会に学識経験者が少ない。メーカー等だけでなく学識経験者も分野を幅広く入れるべきではないか。 - 保安検査に知見のある機関の関係者を委員に追加すべきではないか。	- 民間規格評価機関に設置される設備技術規格評価委員会の委員は、 ✓保安検査の方法に関する技術的知見を有する学識者 ✓高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の関係者 ✓高圧ガス保安法の対象設備の維持管理に関わる実務者 など、幅広い分野の有識者から構成される予定であり、民間規格評価機関の要件に沿った委員構成案になっている。 - 民間規格評価機関に設置される ✓「設備技術規格評価委員会」は、民間規格等作成団体から評価の要請があった民間規格等について、保安検査の方法としての保安面での妥当性を審議することが業務と規定されている。 ✓「プロセス評価委員会」は、設備技術規格評価委員会により承認され、パブリックコメントの結果を踏まえた民間規格等について、設備技術規格評価委員会の審議内容並びに制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行うことが業務と規定されている。 ✓設備技術規格評価委員会の委員長・副委員長は、プロセス評価委員会の委員長・副委員長を兼任しない。 ✓プロセス評価委員会の議決に際しては、委員の構成人数等により、<u>設備技術規格評価委員会からは独立した判断としうる仕組みと</u>されている。ことから、チェックプロセスは機能する仕組みとなっている。 - プロセス評価委員会は、消費者問題・法律・ジャーナリズム等の専門家が加わる上、パブコメ結果を踏まえた技術的な議論も行うことが可能。 <u>両評価委員会の審議は、経済産業省職員の参加及び一般傍聴を受け入れて、議事要録も公開することとしており、こうした点も、チェックプロセスの適切な機能に寄与するものと考えられる。</u>
3.民間規格評価機関の公正性/中立性/独立性について - 民間規格評価機関の公正性、中立性は厳格な確認が必要ではないか。 - 日本溶接協会が作成した民間規格を同協会が自ら評価することは、公平性・独立性の観点から問題があるのではないか。 - 日本溶接協会の理事会が委員を承認した委員会が、同協会が作成した民間規格を評価することは独立性が保てず、恣意的な運用を招くおそれがあるのではないか。	- 委員会規則案第1条において「その審査及び手続きにおいて日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う」と明記されており、この規則に従って全ての審議が行われることになっている。 - 民間規格評価機関では、中立・公正性を担保するために、 ✓幅広い分野の有識者から構成される2つの評価委員会の設置 ✓チェックプロセスを機能させるための仕組みの構築 ✓評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案への対応 ✓各評価委員会における議決については「<u>審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は議決に参加できない</u>」と明記しており、結果として、<u>公正性・中立性に問題はなく、恣意的な運用の防止に対応している</u>と考えられる。 - なお、<u>日本溶接協会は、両評価委員会の議決に関与しないため、日本溶接協会に対する民間規格評価機関の中立性・独立性は確保されている。</u>
4.民間規格評価機関の事務局員について - 専任の事務局員は1名で足りるのか。 - 設備技術規格評価委員会等に専門家が参加することに加え、事務局員についても一定の知見を有する者が担うべきではないか。	- 民間規格評価機関の事務局は、各委員会に関する事務を処理するために設置されるもの。その事務局員は、日本溶接協会規格やJIS規格の原案策定等事務などの経験を備えつつ、評価を行った民間規格等の一覧表の作成及び公開、見直しの管理に係る業務等を行うことになっている。 - 専任事務局員は、<u>評価対象の民間規格の策定業務には関与しておらず、その人数については、当面の間予想されている業務量を踏まえると、1名で問題ないことを確認している。</u> - なお、各委員会の会場設営等の中立性を問わない業務については、専任事務局員以外が補助することも想定されているが、これは民間規格評価機関の中立性等に影響を与えるものではないと考えている。
5.新認定制度の保安検査方法の審査・その他について - 特定高度保安実施者の申請者に評価された民間規格を使うことを記載させ、審査するプロセスが必要ではないか。 - 評価機関と高圧小委保安検査規格審査ワーキンググループの違いは何か。	- 特定認定高度保安実施者の認定申請書において保安検査の方法を記載させ、当該方法に従い自ら保安検査を実施することができる体制等を備えているかを認定基準に従い審査することとしている。 - 保安検査規格審査ワーキンググループは、産業構造審議会運営規程第15条第1項の規定に基づき、高圧ガス小委員会に設置されたワーキンググループ。本ワーキンググループの設置については、平成24年11月28日の高圧ガス小委員会承認されている。